

金沢市一般廃棄物処理手数料徴収業務マニュアル

(1枚単位 指定ごみ袋取扱店用 正規版)

令和6年4月1日現在

目 次

はじめに	2
第1 取扱店について	3
第2 発注・配送	7
第3 指定ごみ袋の店頭交付	11
第4 廃棄物処理手数料の支払い	13
第5 その他	16

<お問い合わせ先>

- ・指定ごみ袋の交付・手数料の徴収に関すること
- ・指定ごみ袋による家庭ごみの収集制度に関すること

金沢市ごみ減量推進課 TEL 076-220-2302

はじめに

●指定ごみ袋による家庭ごみの収集制度について

金沢市では、ごみの減量化と資源化の推進などを目的に、平成30年2月から指定ごみ袋による家庭ごみの収集制度を開始しました。この制度の対象となるのは「燃やすごみ」と「埋立ごみ」で、これらは市が指定するごみ袋に入れて排出しなければなりません。市民は指定ごみ袋を購入することにより、市に対し廃棄物処理手数料を支払うことになります。

●このマニュアルについて

指定ごみ袋を市民の皆様へ交付（販売）していただく取扱店には、本マニュアルに沿って、指定ごみ袋の発注、受領、交付（販売）及び廃棄物処理手数料の納付をしていただくことになります。本マニュアルを熟読のうえ、適切な対応をお願いします。

●用語について

このマニュアルで使用される用語の意義については、以下のとおりです。

- ・金沢市一般廃棄物処理手数料

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第34条第1項に規定する一般廃棄物の収集等に係る手数料

- ・廃棄物処理手数料

指定ごみ袋を交付した際に市民から納付される金沢市一般廃棄物処理手数料

- ・取扱店

市の登録を受け、市民から廃棄物処理手数料を徴収し指定ごみ袋を交付する者

- ・手数料相当額

指定ごみ袋の納品実績に基づき、取扱店が受注収納管理業者へ払い込む支払金であって廃棄物処理手数料に相当するもの

- ・委託料

この委託業務の実施に対し、金沢市が受注者（取扱店）へ支払う委託料

- ・受注収納管理業者

指定ごみ袋の受注及び配送指示並びに手数料の収納及び市への納付等の業務について、金沢市が別途委託した事業者

- ・保管配達業者

指定ごみ袋の保管管理及び受注収納管理業者からの配送指示に基づく各取扱店への配達を行う業務について、金沢市が別途委託した事業者

- ・繰替払

地方自治法施行令第164条第4号の規定に基づき、委託料を手数料相当額と相殺して支払うこと

第1 取扱店について

●取扱店の要件

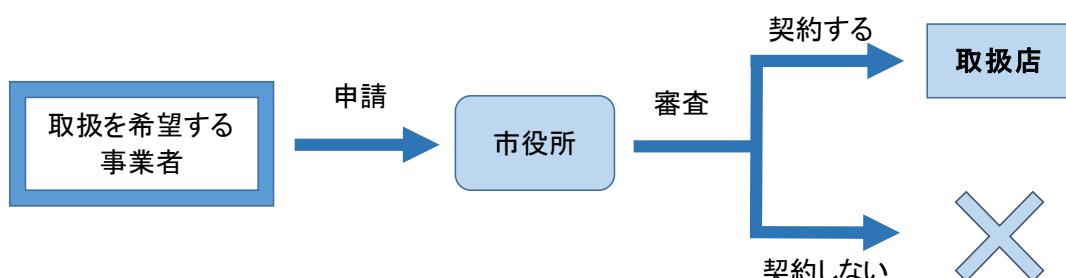
受注者（取扱店）は、次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 金沢市内及び隣接する市町内に有する店舗等又は配達で、指定ごみ袋を直接市民へ交付し直接市民から手数料を受領できること。
- (2) 指定ごみ袋の納品場所が原則金沢市内及び隣接する市町内であること。
- (3) 10枚単位で交付する指定ごみ袋は全ての種類の指定ごみ袋を取り扱うこと。また、1枚単位で交付する指定ごみ袋については、事前に金沢市に申告した種類を取り扱うこと。
- (4) 指定ごみ袋を適正に保管・管理し、市の検査に対応できること。
- (5) 金沢市税に滞納がないこと。
- (6) 取扱店舗を複数有する場合は、原則本部等による契約業務等の取りまとめが可能であること。
- (7) 暴力団関係者でないこと。

上記の要件が満たせなくなることが予想される場合は、速やかに金沢市に申し出てください。

●指定ごみ袋取扱店の登録の流れ

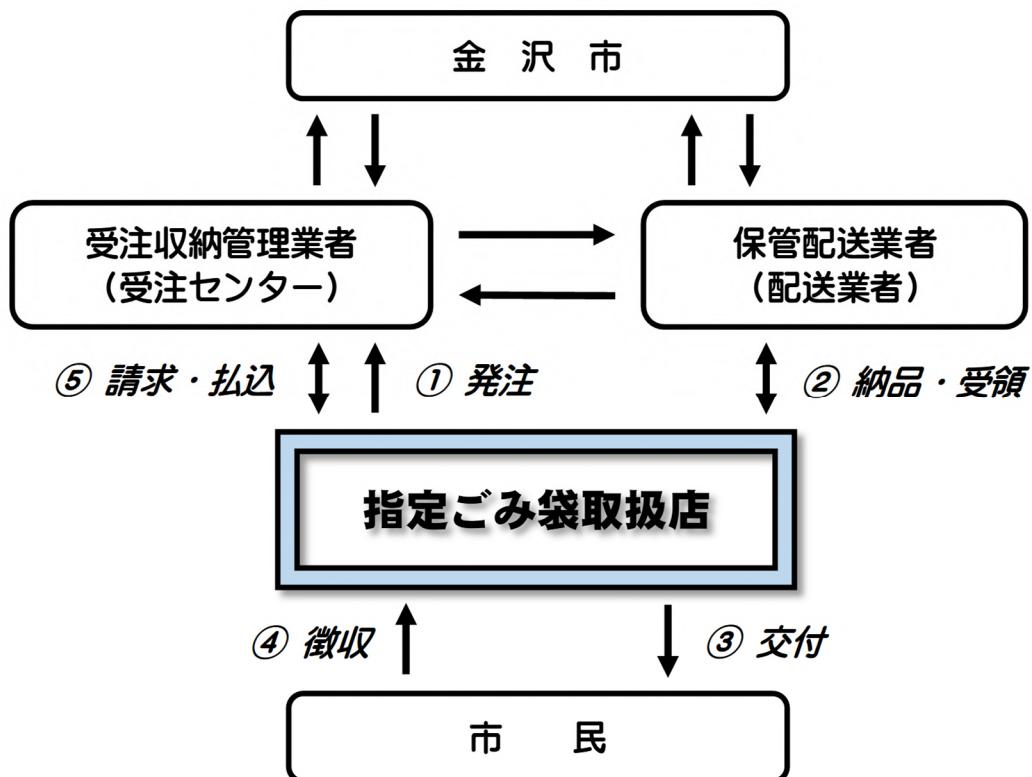
取扱店になるには、金沢市への申請の後、業務の委託契約を締結する必要があります。



- 申請時に必要な書類は次のとおりです。
 - ① 金沢市指定ごみ袋取扱所登録申請書
 - ② 市税納付状況調査同意書
 - ③ 暴力団排除に関する誓約書兼照会同意書
 - ④ 指定ごみ袋取扱所一覧（複数ある場合）

- 申請受付後、審査をして問題がなければ、市から契約書を送付します。

●業務の概要



【発注】

- 受注収納管理業者（受注センター）に発注してください。
- 発注は原則、FAX又はメールにて受け付けます。FAX等をお持ちでない場合は電話により受け付けます。（電話の場合は土日、祝日及び年末年始を除く。）

【納品】

- 受注センターから配送指示を受けた保管配達業者（配達業者）が配送カレンダーに従い配送・納品します。
- 取扱店は納品された指定ごみ袋の種類・数量を確認し、配達業者と納品・受領に関する書類を交わします。

【交付（販売）】

- 市民へ指定ごみ袋を交付し、販売代金（手数料）を徴収します。

【支払】

- 受注センターからの請求書に基づき、手数料相当額を払い込みます。
- 支払い額は、販売実績ではなく、その月の納品実績から算出します。

●取扱所ステッカーの掲示

- ・取扱店になりましたら、「金沢市指定ごみ袋取扱所ステッカー」をお渡しします。
- ・実際に取り扱う店舗の市民から見えやすい場所に掲示してください。

ステッカーのサイズ
縦 16 cm × 横 16 cm



※ステッカーのイメージ

- ・取扱店は店舗ごとに登録します。届け出ている店舗以外での取扱いはできません。
- ・他の店舗でも同様に取り扱いたい場合は、取扱い店舗を追加する届出をしてください。

●注意事項の掲示

- ・指定ごみ袋の1枚単位での販売を実施する店舗では、下記注意事項を必ず店舗にて掲示してください。

【取扱い上の注意】 この袋は、幼児や子供によって窒息などの危険が伴うものです。幼児や子供の手の届かないところに保管してください。
可燃性ですので、火のそばには置かないでください。突起のあるものを入れると、材質上破れことがありますので、ご注意ください。摩擦により衣服に色がつく場合がありますので、こすらないようにしてください。

●取扱時間

- ・指定ごみ袋の販売業務は、取扱店の営業時間を通して取り扱ってください。
- ・営業時間中にもかかわらず、取扱時間を制限することはできません。

●従業員などへの研修

- ・この業務を従業員などに行わせる場合には、このマニュアルに沿って、制度のしくみや作業の流れを周知してください。
- ・指定ごみ袋を紛失したり、販売枚数を間違えたりすると、不足分については取扱店の負担で補充することになりますので、店頭で取り扱う従業員等には、特に周知を徹底してください。

●変更事項の届出

すでに届け出ている事項に変更があった場合は、次のとおり速やかに金沢市ごみ減量推進課に届け出てください。

変更する内容	必要な手続き
代表者、店舗名、店舗所在地、配送先、連絡先が変わった等	「金沢市指定ごみ袋取扱所変更届出書」を金沢市ごみ減量推進課に提出してください。
廃棄物処理手数料の自動引落し口座を変えたい	上記同様に届出後、受注センターから送付される「口座振替依頼書」を受注センターへ提出してください。

●取扱いをやめるとき

- ・取扱いをやめる場合は、速やかに「金沢市指定ごみ袋取扱廃止届出書」を提出してください。
- ・未交付の指定ごみ袋については、必ず金沢市ごみ減量推進課に返還してください。
(複数店舗で取り扱っている場合を除く。)
- ・返還したごみ袋について、手数料の還付請求をすることができます。ご希望の際は金沢市ごみ減量推進課までご連絡ください。

●取扱店の取消し

取扱店が次のいずれかに該当する場合、市は取扱店の登録を抹消することがあります。

- (1) 取扱店の要件に該当しなくなった場合
- (2) 受注センターに対して指定の期日までに廃棄物処理手数料を納付しなかった場合
- (3) 受注センター等の業務を著しく害し、かつ市の指示に従わなかった場合等で、市長が取扱店として不適当と認めたとき

第2 発注・配送

●指定ごみ袋の種類

サイズ	袋の色	市民への販売額 (税込)	発注単位
45ℓ相当	藍(あい)	450円	1箱 (50組 500枚入)
30ℓ相当	臙脂(えんじ)	300円	
20ℓ相当	黄土(おうど)	200円	
10ℓ相当	草(くさ)	100円	
5ℓ相当	古代紫(こだいむらさき)	50円	

●指定ごみ袋等の規格

指定ごみ袋について (※画像はイメージです。実際のデザインとは異なる場合があります。)

サイズ	厚み	全長	全幅	袋イメージ
45ℓ相当	0.03mm	850mm	450mm	
30ℓ相当	0.03mm	760mm	385mm	
20ℓ相当	0.03mm	690mm	320mm	
10ℓ相当	0.03mm	560mm	250mm	
5ℓ相当	0.03mm	440mm	200mm	

外装袋について

(※画像はイメージです。実際のデザインとは異なる場合があります。)

サイズ	縦寸法 (目安)	横寸法 (目安)	外装袋イメージ
45ℓ相当	280mm	240mm	
30ℓ相当	250mm	220mm	
20ℓ相当	230mm	205mm	
10ℓ相当	190mm	180mm	
5ℓ相当	190mm	130mm	

外箱（ダンボール箱）について

サイズ	長さ（目安）	幅（目安）	高さ（目安）
45ℓ相当	480mm	280mm	220mm
30ℓ相当	400mm	300mm	240mm
20ℓ相当	400mm	200mm	170mm
10ℓ相当	320mm	200mm	200mm
5ℓ相当	250mm	185mm	160mm

JANコードについて

サイズ	JANコード	
	10枚1組	1枚単位
45ℓ相当	4929145000064	4929145000132
30ℓ相当	4929145000071	4929145000149
20ℓ相当	4929145000088	4929145000156
10ℓ相当	4929145000095	4929145000163
5ℓ相当	4929145000101	4929145000170

●発注先

指定ごみ袋は、金沢市が委託する下記の事業者に発注してください。

◆指定ごみ袋の発注先（令和4年10月1日から令和9年9月30日まで）

＜受注センター＞ 株式会社エヌ・ティ・ティマーケティング アクトProCX

FAX番号 076-254-5309

メールアドレス kanazawa.shiteigomi@west.ntt.co.jp

TEL番号 076-254-6127

- 原則、FAX又はメールでの発注となります。ただし、FAX等がない、故障した等、やむを得ない場合に限り電話による発注を行うことができます。
- 発注は、指定の「金沢市指定ごみ袋発注書」を用いて行ってください。
- メールによる場合は、入力済みの発注書をメールに添付し送信してください。

●発注・配送単位

- ・発注単位は、1箱単位となります。
- ・新規取扱店の初回の発注は、必ず全ての種類を最低1箱以上発注してください。

●発注締切・配送

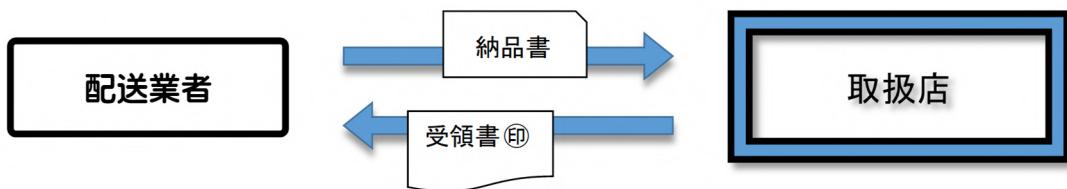
発注と配送の概要

発注方法	FAX	メール	電話
発注可能日	365日（年中無休）		月曜日から金曜日 (祝日、年末年始を除く)
発注受付時間帯	24時間	9:00~17:00	
受注センターの受付時間と 配送日	午前受付分 (0時~12時)	翌日が配送予定日 (配送予定日が土日、祝日、年末年始の場合は、直後の配送業者営業日)	
	午後受付分 (12時~24時)	翌々日が配送予定日 (配送予定日が土日、祝日、年末年始の場合は、直後の配送業者営業日)	

- ・配送業者が配送カレンダー上の営業日に従って配送します。
- ・発注受付が土日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）以外の日の午前（0～12時）の場合は、配送業者の翌営業日が配送予定日となります。
- ・発注受付が午後（12～24時）、土日、祝日又は年末年始（12月29日～1月3日）の場合は、配送業者の翌々営業日が配送予定日となります。
- ・土日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）については配送をしません。
- ・配送日・配送時間の指定はできません。
- ・配送先は、各店舗、配送センター等、受注者が指定した場所となります。（ただし、原則金沢市及び隣接する市町までとします。）
- ・複数店舗分を一括で発注・納品する場合に、各店舗ごとに仕分けしての納品はできません。

●指定ごみ袋の受領

- ・受領するときは立会し、発注内容と納品内容に間違いないか、必ず確認してください。
- ・不在などの理由で受領できなかった場合は、その当日の配送はできません。
- ・配送員が持参する2連の納品書兼受領書の受領書に担当者が押印又は署名をしてください。
- ・受け取った納品書は取扱店で保管してください。
- ・指定ごみ袋の代金を納品時に支払う必要はありません。（月締めで支払い）



※納品書を受け取り、受領書を配送業者へ渡す。

第3 指定ごみ袋の店頭交付（販売）

●指定ごみ袋の販売価格について

サイズ	10枚1組あたりの 販売価格（税込）	1枚単位の 販売価格（税込）
45ℓ相当	450円	45円
30ℓ相当	300円	30円
20ℓ相当	200円	20円
10ℓ相当	100円	10円
5ℓ相当	50円	5円

●販売時の留意事項

- ・指定ごみ袋の金額は、消費税及び地方消費税込みの金額となります。
- ・1枚単位の販売をする際は、必ず事前に金沢市に申告をした種類の指定ごみ袋のみを販売してください。
- ・指定ごみ袋の価格は、廃棄物処理手数料として金沢市の条例で規定されています。取扱店が値引き販売や景品として無料配布等を行うことはできません。
- ・大量に購入しようとする方がいた場合には、制度上景品等としての販売はできない旨、一言ご確認をお願いします。
- ・ポイントサービスによる販売時のポイント付与や、ポイント利用による指定ごみ袋の販売は、指定ごみ袋の値引きにつながることからできません。
- ・取扱店が行う業務は廃棄物処理手数料徴収業務の請負であるため、市から取扱店へ支払う委託料（繰替払分）については、課税売上として計上する必要があります。
- ・登録を受けた店舗以外での販売はできません。

●領収書の発行

レシート及び領収書の表記の内容については、以下を参考にしてください。

- (1)「店舗名」、「日付」、「手数料額×数量」のほか、品目として「金沢市一般廃棄物処理手数料」又は金沢市指定ごみ袋であることが分かるように表記する。
- (2)手書きの領収書を発行する場合は、受注者名の前に「金沢市一般廃棄物処理手数料徴収業務受注者」と表記する。(この際、収入印紙は不要。)

<レシート・領収書の表示例>

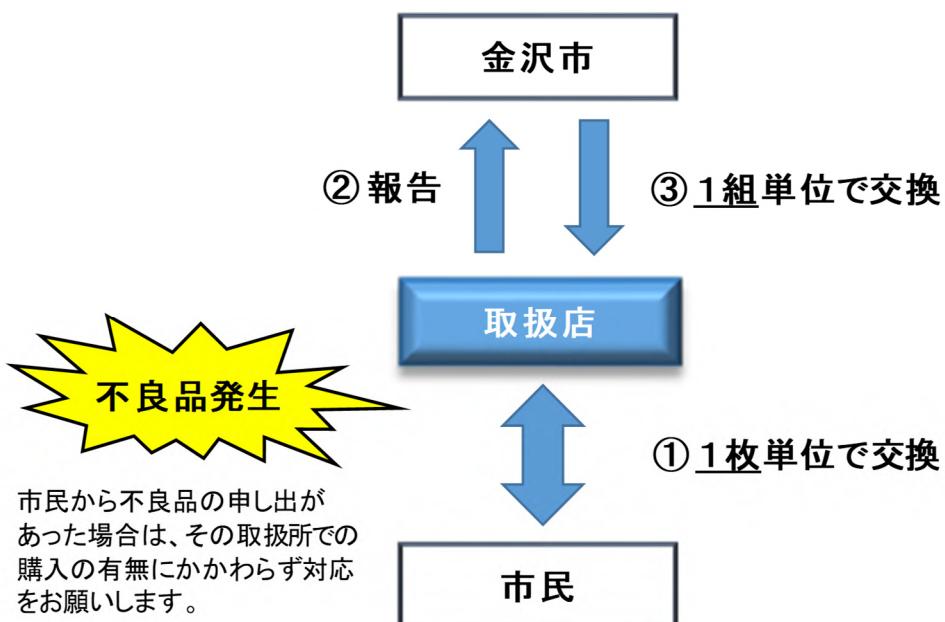
レシート ○○年○月○日 ○○○ ○○店 ○○○○ ○○○円 ○○○○ ○○円 金沢市指定ごみ袋○○○ ○○○円 合計 お釣り ○○○円 ○○円	領 収 書 様 下記の金額を領収しました。 金沢市一般廃棄物処理手数料として 領収金額 ￥_____ (領収内訳) 指定ごみ袋 ○○L相当 ○○○円×○○組 指定ごみ袋 ○○L相当 ○○○円×○○組 領収年月日 令和 年 月 日 金沢市一般廃棄物処理手数料徴収業務受注者 ○○○店
--	--

●指定ごみ袋の管理

- ・常に全種類の指定ごみ袋を販売できるよう、品切れとならないようにしてください。
- ・指定ごみ袋は手数料に相当する金券的な性質を有するものです。保管管理には万全を期すようにしてください。
- ・金沢市が報告や検査を求めた場合などに提示ができるよう、納品数、在庫数等を適正に管理してください。
- ・盗難、紛失、交付枚数の誤り等については、取扱店の責任で対応となります。十分ご注意ください。

●不良品・返品の対応

- ・交付の際、指定ごみ袋に製造過程又は配送業者の保管・配送過程における汚れや破損があった場合は、金沢市ごみ減量推進課へ連絡してください。不良品を回収し、良品に交換します。
- ・市民から枚数単位で交換の依頼があった場合は、金沢市ごみ減量推進課に連絡のうえ、未使用の指定ごみ袋から交換する枚数を取り出し、不良品と交換してください。後日市職員が新しい指定ごみ袋（1組単位）をお届けしますので、不良品と開封済みのものを合わせて1組（10枚）とし交換してください。回収した不良品は、市職員が交換するまでの間適正に保管してください。
- ・不良品以外の返品・交換は受け付けないでください。



第4 廃棄物処理手数料の支払い

●廃棄物処理手数料の納付

- ・指定ごみ袋の販売代金は「廃棄物処理手数料」であり、本来は購入する人が市に納付するのですが、取扱店が市に代わって購入する人から受領し、市へ納付します。
- ・取扱店は、市民から受領する「廃棄物処理手数料」を前もって市に納付します。月ごとの指定ごみ袋の納品実績に基づき、一括して支払っていただきます。

●納付方法と請求書の送付

支払いの方法は、次のいずれかとなります。

- ・口座振替（原則）
- ・振込み

なお、払込先は、受注センターが指定する口座となります。また、口座振替の手続きが完了するまでは、振込みによる支払いとなります。

（1）口座振替

- ・納品のあった月の翌月の10営業日（受注センターの営業日）までに、受注センターから「請求書」及び「内訳書」（以下「請求書等」）が届きます。
- ・請求書等を受け取ったら、取扱店で保管している納品書と照合し、納品数に間違いがないことを確認してください。
- ・内容に間違いがなければ、請求書に記載された金額を、事前に登録された金融機関口座に用意してください。
- ・毎月20日に口座振替（自動引落）で引落しをします。口座振替（自動引落）はすべての金融機関で行うことができ、振替にかかる手数料負担はありません。
- ・口座振替日（引落日）が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日の引落しとなります。
- ・納付金額の引落ができた場合には、通帳に引落しのあった納付金額と、取引内容として「MHF カゴ ミフク」記載されます。

(2) 振込み

- ・納品のあった月の翌月の10営業日（受注センターの営業日）までに、受注センターから請求書等と「振込依頼書」が届きます。
- ・請求書等と振込依頼書を受け取ったら、取扱店で保管している納品書と照合し、納品数に間違いがないことを確認してください。
- ・内容に間違いがなければ、振込依頼書に記載された振込期限（納品日翌月20日。納品日翌月20日が金融機関の休業日に当たる場合は翌営業日）までに、振込依頼書に記載された金額を払い込んでください。なお、振込みに際して生じる手数料は取扱店の負担となります。
- ・振込みの際に受け取った「控え」は保管してください。

●入金が確認できなかった場合

(1) 口座振替の場合

- ・受注センターから電話連絡の上、催告に関する通知書、新しい振込み期限を記載した振込依頼書を送付します。
- ・通知書に記載されている振込期限までに、振込依頼書に記載されている金額を払い込んでください。
- ・再振替は行いません。（振替依頼書による振込みには、振込手数料が掛かります。）

(2) 振込みの場合

- ・受注センターから電話連絡の上、新しい振込み期限を記載した通知書を送付します。
- ・通知書に記載されている振込み期限までに、振込依頼書に記載されている金額を払い込んでください。
- ・振込み期限が過ぎている振込用紙でも振込みできますので、亡失等以外の場合は当初の振込依頼書を利用して下さい。請求書等や振込依頼書を亡失した場合は再度送付しますので申し出てください。

入金の確認ができなかった場合は、督促、指定ごみ袋の配送停止、延滞金の徴収、契約解除等の措置を講じる場合があります。

●支払い金額

支払い金額は、一か月間に納品した指定ごみ袋にかかる代金から委託料及び委託料にかかる消費税を引いた額となります。

◆委託料の算出計算式

委託料＝（1箱あたりの手数料相当額(税込)×納品箱数）の総和×委託料（8%）
×消費税及び地方消費税（1.10）

◆支払い額の計算例

手数料相当額： 指定ごみ袋（45L 相当） 1箱(50 組入) 22,500 円
指定ごみ袋（20L 相当） 1箱(50 組入) 10,000 円
合計 32,500 円
委託料： $32,500 \text{ 円} \times 8\% \times 1.10 = 2,860 \text{ 円}$
差引払込額： $32,500 \text{ 円} - 2,860 \text{ 円} = 29,640 \text{ 円}$

●1箱あたりの支払い金額

袋の種類	発注単位	1箱あたりの手数料相当額(税込)	徴収業務委託料(10%税込)	支払い額(税込)
特大袋	1箱 (50組入)	22,500 円	1,980 円	20,520 円
大袋		15,000 円	1,320 円	13,680 円
中袋		10,000 円	880 円	9,120 円
小袋		5,000 円	440 円	4,560 円
特小袋		2,500 円	220 円	2,280 円

第5 その他

●登録（契約）の更新

取扱店の登録期間は、契約を締結した日の属する年度の末日までであり、委託契約期間も同様です。引き続き登録を更新する場合は手続きが必要です。毎年度末頃に市から登録更新についての意思確認の書類を送付いたしますので、それにより更新手続きをお願いします。

●申請書様式等

各種申請や届出の様式については、金沢市公式ホームページ内の「金沢市指定ごみ袋取扱店を募集します」からダウンロードできます。

●遵守事項

取扱店においては、このマニュアルを含め、委託契約書及びその仕様書の内容を遵守し、適正な業務に努めていただきますようお願いします。